

2025 年度
一橋大学経済研究所 共同利用・共同研究拠点事業
プロジェクト研究 公募要領

一橋大学経済研究所は、文部科学大臣から「日本および世界経済の高度実証分析」拠点に認定されています。政府統計ミクロデータの利用環境の整備を中心に、データ・アーカイブの整備・拡充と統計分析手法の開発に基づいた実証研究を基盤としつつ、理論と実証の相乗的な研究成果を包括した制度・政策研究の進展、産官学・国際機関との幅広い連携に基づいた国際的な共同研究拠点の形成を目指しています。

この目標を推進するために、当研究所は共同利用・共同研究拠点事業の一環として、プロジェクト研究の公募を行います。公募要領は以下のとおりです。

1 定義

プロジェクト研究とは、経済学に係る特定の課題について、所外の研究者が本研究所の研究資源を基盤に実施する研究活動です。

2 応募資格

以下の①又は②に該当する者とします。

①大学・研究機関の研究者又はこれに相当する者

②大学院博士後期課程又はこれに相当する課程に在学中の者

ただし、以下第 6 項の場合を除き、過去 2 年度内に本事業に採択された研究課題の研究代表者は、今回の公募に研究代表者として応募できません。

なお、研究分担者には、大学院修士課程又はこれに相当する課程に在籍する者や、大学院博士後期課程に在籍し、休学中の者を含めることができます。

3 募集件数

10～30 件程度。

4 研究助成額

プロジェクト研究 1 件につき 100 万円を上限に、研究実施に必要な経費(物品費、旅費、人件費・謝金、その他)のうち、本学会計基準に基づき、本研究所での予算執行が可能な経費を助成します。なお、本助成金の予算執行及び管理は本研究所が行います。審査の結果、助成される経費が申請額より増減する場合があります。

※パソコンなどの「換金性の高い物品」及び取得価額が 10 万円以上の物品は、物品管理上、**プロジェクト内に本学経済研究所所属の研究分担者がいる場合に限り、設置場所を本学経済研究所内に限定した上で**購入可能とします。本学以外の研究機関に所属する研究者が、自らの所属研究機関においてそうした物品を使用することはできません。なお、備品の購入可否は、一橋大学が最終判断いたします。

「換金性の高い物品」一覧

- ①パソコン、液晶ディスプレイ、モニター
- ②タブレット型コンピュータ(電子ペーパー、電子書籍リーダー含む)
- ③デジタルカメラ ④ビデオカメラ ⑤テレビ ⑥録画・録音機器
- ⑦電子辞書 ⑧金券類

5 研究期間

2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで。原則として延長は認めません。

6 継続申請

前項にかかわらず、政府統計ミクロデータの利用を促進することを主要な活動方針の 1 つとする本拠点は、統計法第 33 条に基づき統計調査の調査票情報を利用する研究課題に限り、同一研究者を研究代表者とするプロジェクト研究の継続期間は通算 2 年を上限とし継続申請を妨げません。この場合、申請書にあわせて調査票情報の利用許諾通知等のスキャンファイルが必要です(利用許諾通知等を入手できていない場合には、当該調査票情報利用申請に関わるやりとりのメール等を提出してください。2025 年 3 月 31 日までに利用許諾通知等のスキャンファイルを提出することを条件に申請を受け付けます)。第 2 年度目についても申請が必要であり、各年度で報告が必要です。また本拠点の認定期間は、2022 年度から 2027 年度までの 6 年間であることに十分留意し、応募の際にはご注意ください。

7 研究課題

プロジェクト研究の課題は、(1)政府統計ミクロデータを用いた経済分析^(注 1)、(2)ミクロデータを用いた企業、家計・労働、少子化、年金・税制に関する実証研究、(3)物価データを用いた実証研究、(4)国際比較可能な歴史・産業統計の作成、(5)規範経済学、ミクロ・マクロ経済学、産業組織論、計量経済学などの分野における理論・実証研究、という 5 つの分野におけるものであることが期待されます。ただし、これら研究分野以外の課題であってもその応募を歓迎します。

※注 1 政府統計ミクロデータの利用にあたっては、所管官庁が定める資格要件を満たし、利用の可否について確認しておく必要があります。本研究分野で申請を行う者は、この点に留意してください。なお、データ利用の際にはオンサイト施設(共同研究ラボラトリ 1)も利用可能です。詳細は実施要領を参考にしてください。

8 研究組織

研究組織は研究代表者と研究分担者で構成されます。研究代表者は、研究組織を代表してプロジェクト研究の申請を行い、研究実施の中核的役割を担い、かつ研究期間終了後に研究組織の活動内容について本研究所に報告を行う者とします。なお、本研究所の教員(一橋大学経済研究所に所属する常勤の教授・准教授・専任講師・助教及び特任教員を指します)は、研究代表者になることができません。研究分担者は、研究代表者と共にプロジェクト研究を

遂行する者であり、実際のプロジェクトの実施に伴う事務手続き等を円滑に進めるために、本研究所の教員を含むことが望まれます。本研究所の教員を含まない応募については、採択された場合は、本研究所の教員を一名、「所内連絡担当者」としてこちらで決め、当該プロジェクトに割り当てることとなりますので、あらかじめご承知おきください。

9 研究成果

研究組織の構成員がその成果を発表する場合は、本研究助成を受けて行ったものであることを必ず謝辞にて明記してください。記載例は以下のとおりです。

「本研究は一橋大学経済研究所 共同利用・共同研究拠点事業の助成を受けたものである。(課題番号：IERPK25**)」

“This research was supported by the Joint Usage / Research Center, Institute of Economic Research, Hitotsubashi University. (Grant ID: IERPK25**)”

10 成果報告

研究代表者は、**2026 年 4 月 30 日までに、本研究所が指定する様式の研究成果報告書の PDF ファイルを電子メールで提出してください。**研究成果報告書の一部は、本研究所 WEB サイト上で公開されることがあります。

11 申請方法

研究代表者は、自身のメールアドレスから、本研究所が指定する様式の申請書の PDF ファイルを以下のアドレスに電子メールで提出してください。

なお、受付が完了した場合は、その旨メールで返信します。申請したにも関わらず受信完了メールが届かない場合は、一橋大学経済研究所事務室共同利用・共同研究拠点事業担当(042-580-8397)まで連絡してください。

E メール：kyodo-riyou@ier.hit-u.ac.jp

12 応募締切日

日本時間 2024 年 12 月 13 日（金）午前 9 時 00 分 必着

受信した時刻です。電子メールには遅配がありうることをご考慮ください。

13 採否

共同利用・共同研究委員会の議を経て採否を決定し、2025 年 3 月下旬までに研究代表者に通知します。この際、本拠点の目的に則して第 2 項②に該当する応募について特別に配慮することがあります。なお、採択課題の研究代表者はプロジェクト研究開始前に、本研究所に対し「一橋大学経済研究所 共同利用・共同研究拠点事業の予算使用にあたっての誓約書」を提出する必要があります。

以上